

www.koujimachi.or.jp

公益社団法人 麴町法人会

# Koujimachi

人と人を繋ぐ

2026

Mar.

No.212

(ケンタくんに行く)

歴史  
めぐり  
- vol.11 -

吉田茂像



特集

ご存知ですか？

『ALL\_e-Tax』 『キャッシュレス納付』

pickup!

- 令和 8 年度 税制改正大綱
- 新しくなったホームページをぜひご活用ください！
- 第 15 回 通常総会のご案内
- 令和 8 年度 研修会一覧表

ご存知ですか？

# 『ALL\_e-Tax』『キャッシュレス納付』

e-Tax 申告法人の4社に3社が『ALL e-Tax』！

ALL\_e-Tax  
3つのメリット

業務の効率化  
発送の手間や  
税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化  
書類の保管場所が不要  
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減  
郵送料、印刷代  
交通費の削減

いつでもどこでも『簡単・便利なキャッシュレス納付』！

キャッシュレス納付のメリット

金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない

## ダイレクト納付

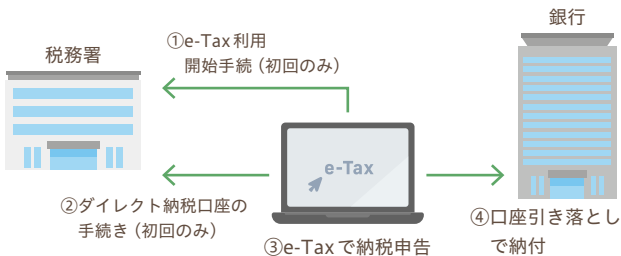
ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引き落としにより納付する方法



こんな方におすすめ e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付されている方

納付方法 パソコンやスマホから、即時または納付日を指定して、口座引き落としにより納付

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です



## 振替納税

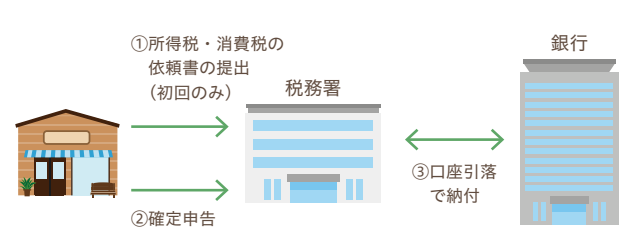
振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引き落としにより納付する方法



こんな方におすすめ 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です ※e-Taxによる提出が可能



## インターネットバンキング等



納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキングまたはATMから納付

事前手続 インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です

利用可能な金融機関については、「ページ」(<https://www.pay-easy.jp>)をご確認ください。



## クレジットカード納付



納付方法 「国税 クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)からお手持ちのクレジットカードを利用して納付



納付税額に応じた決済手数料がかかります。(決済手数料は国の収入になるものではありません)

法人の方は  
こちらを  
ご覧ください

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」をご利用ください。なお、記載事項については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続き」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



# 同好会のご案内

02

ご存知ですか？  
『ALL\_e-Tax』  
『キャッシュレス納付』

(ケンタくんと行く)

歴史めぐり vol.11



## 08 吉田茂像

- 03 同好会のご案内
- 04 令和8年度 税制改正大綱
- 06 東京国税局所管法人説明会
  - 女性部会
  - 忘年会
- 07 新年賀詞交歓会
  - 青年部会
  - 忘年会
- 08 女性部会
  - 食品ロス削減推進
  - サポーター講習会
- 09 新しくなったホームページを  
ぜひご活用ください！
- 10 第15回 通常総会のご案内  
令和8年度 研修会一覧表
- 11 新入会員紹介
- 12 事務局日より、税務署日より
- 13 都税日より、区税日より
- 14 消防署日より、警察署日より
- 15 広告
- 16 東法連特定退職金共済制度

同好会で会員相互の親睦を図りませんか！  
麴町法人会では、会員交流の場として、3つの同好会があります。  
ぜひこの機会にご参加ください。

### ジョギング・ウォーキング同好会 「目的は健康経営」

従業員の健康も大事ですが、まずは経営者の健康管理。

法人会に参加されている経営者の皆様と、ジョギング・ウォーキングを通じて、会員の交流と自身の健康管理を目指します。



【2025年度 実績】  
7回開催 延べ64名参加



【2026年度 活動計画】  
1月28日 ジョギング会 開催  
4月以降計画中



### ゴルフ同好会 「会員相互の親睦」

ゴルフという共通の趣味を通して、会員同士の親睦を深めます。

興味のある方は積極的なご参加をお待ちしています。

●ゴルフ同好会 幹事  
西脇ビル株式会社 西脇 裕一  
Mail:y.nishi@wonder.ocn.ne.jp



【2025年度 実績】  
2回開催 延べ39名参加



【2026年度 活動計画】  
4月16日 茨城ゴルフ倶楽部  
5月以降計画中



### 健康麻雀同好会 「心身のリフレッシュと仲間づくり」

麻雀は技術と思考のゲーム。会話を楽しむ、健康麻雀。麻雀は久しぶり、この機会に始めたいという人大歓迎。誰でも参加しやすい場を目指します。



【2025年度 実績】  
4回開催、延べ36名参加



【2026年度 活動計画】  
2月 勉強会（開催予定）  
3月18日 第11回 定例会  
5～6月頃 第12回 定例会  
9月頃 第13回 定例会  
12月頃 第14回 定例会

# 令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

## 中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

#### ■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

#### ■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

### 所得税・住民税関係

#### ■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除  
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件  
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除  
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除  
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

#### ■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

##### ①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

##### ②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		2,000万円		
省エネ基準 適合住宅				

##### ③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置がありません。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

#### ■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

#### ■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

#### ■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

### ■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

### ■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年取1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

### ■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

### ■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

## 相続税・贈与税関係

### ■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

### ■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

## 資産税関係

### ■貸付用不動産の評価

- 被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- 不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

## 消費税関係

### ■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止  
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入  
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度  
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。  
登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

### ■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例  
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置  
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入  
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## その他

### ■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

### ■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

### ■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

### ■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

## 第一部

講師 東京国税局  
調査第一部 部長 **比田勝 隆博** 氏

演題 「大規模法人に係る調査部の取組及び国際協調と潮流」



## 第二部

講師 東京国税局  
調査第一部調査審理課 主査 **上遠野 潤** 氏

演題 「令和7年度税制改正について」



講師 東京国税局  
調査第一部国際調査管理課 国際税務専門官 **杉山 孝** 氏

演題 「国際課税に関する実務上の留意点」



講師 東京国税局  
総務部 企画課 主任税務分析専門官 **益子 則男** 氏

演題 「事業者のデジタル化の促進」



女性部会の忘年会を、広島に本店があるお好み焼き『花子』で開催しました。

慌ただしい年末ということもあり、参加人数は8名でしたが、行事、イベントの多い女性部会として、慰労会も兼ねた忘年会となり、庶民的で美味しいお好み焼きを頬張りながら、楽しい時間を過ごすことができました。

また、新会員の方々も参加頂き、会員相互の親睦を深めると共に、日頃の活動や今後の取り組みについて、意見交換を行うなどとても有意義な会となりました。

お好み焼きの料理を堪能しながらも無駄の無いように配慮し、女性部会で取り組む『食品ロス削減』も意識した会となりました。

(女性部会長 榊原 準子)



食品ロスの削減は  
女性部会の大切な  
取り組みだワン！



税金かるた ▶



◀ いちごプロジェクト

絵はがきコンクール ▶  
審査会



## 新年賀詞交歓会

▶▶ 日本工業倶楽部

麹町税務署管内納税協力団体共催の、令和8年新年賀詞交歓会が、ご来賓や役員・組合員など多数の方々のご参加され、盛大に開催されました。

麹町法人会の川村会長による開会の挨拶に続き、麹町税務署長 馬場様、東京都千代田都税事務所長 井上様、千代田区長 樋口様からご祝辞をいただき、麹町青色申告会 吉米地会長の乾杯の音頭で、和やかに祝宴が開宴しました。

新春らしい晴れやかな雰囲気の中、会場では、賑やかな歓談の輪が広がり、盛況のうちに、中締めを東京税理士会麹町支部 木南支部長のご発声で閉会となりました。



川村 会長



馬場 署長



井上 所長



樋口 区長



木南 支部長

## 忘年会

▶▶ ちゃんこ鍋『成山』

ちゃんこ鍋『成山』にて、青年部の忘年会が開催されました。

2025年度は、6年ぶりにちよだ小学生リパークルーズが再開されるなど、活発に活動した1年だったと思います。

そんな2025年の締めくくりとして、OBの方々、今年入会された会員さんと共に総勢14名の方が参加され、賑やかな忘年会となりました。

市ヶ谷の成山さんで、ちゃんこ鍋に舌鼓を打つだけでなく、女将さんの相撲甚句も鑑賞し、「文化的な活動も増やせたら良いな」と、来年に思いを馳せながら、楽しい時間を過ごすことができました。

2026年も皆様のお力を借りて、青年部を盛り上げていきたいと思っています。

(青年部会長 林 正道)



ちよだ小学生リパークルーズ  
は、子供達にも大好評だワン!



## 「食品ロス削減」を次年度の柱に！部会員全員でサポーター講習を受講

次年度、麴町法人会女性部会は「食品ロス削減」を重点活動に掲げていきます。その第一歩として、先日、部会員全員で「食品ロス削減推進サポーター」の講習会に参加しました。会場では、投影される資料や手元のテキストを前に、全員が真剣な眼差しでメモを取る姿が印象的でした。

日々の暮らしや事業活動の中で、私たちが今すぐ実践できる具体的なアクションを学び、社会課題への意識が一段と高まりました。地域社会を支える女性リーダーとして、まずは私たちが「もったいない」の精神を体現し、次代へ豊かな環境を繋いでいく決意です。部会一丸となってこの活動を推進してまいりたいと思います。皆様のご協力をお願い申し上げます。

(女性部会長 榊原 準子)



(ケンタくんで行く)

## 歴史めぐり vol.11

教科書にも載ってる人だワン!

### 吉田 茂像 Yoshida Shigeru-zou

吉田茂といえば、戦後5回にわたり内閣総理大臣に就任、「バカヤロー解散」、サンフランシスコ講和条約の調印などで有名な政治家ですが、そんな彼の銅像が皇居外苑・北の丸公園の一角にあります。

制作は、直彫りによる石彫の第一人者とされる彫刻家舟越保武。吉田茂の生誕100周年を記念して1978年に寄付が募られ、1981年に吉田

の国葬が行われた日本武道館に近い北の丸公園内へ建立されました。

右手にステッキ、左手に手袋、コートをきっちりと着こなしたその姿は、駐英大使としてのイギリス滞在を思わせるたたずまいです。

そのふくよかな体型と、強いこだわりを持つほどの葉巻愛から、「和製チャーチル」とも称されていました。



皇居外苑・北の丸公園 園内

麹町法人会よりお知らせ

# 新しくなったホームページをぜひご活用ください!



会員の方なら、  
どなたでも  
ご登録・ご活用  
いただけます!



## HPでどんなことができるの?

- メールアドレスの登録・変更ができます。
- 個人ログインID (メールアドレス)・個人パスワードが、スマホからでもパソコンからでも登録・変更ができます。
- 企業情報の確認・変更ができます。
- 代理管理者の申請・変更ができます。メール等は代理管理者に届きます。
- イベント・行事等の出欠を、スマホからでもパソコンからでも登録ができます。

## こんなサービスが実現しました!

スマホでも見られる  
スマホからも対応可能

会員サービスを利用するための  
メールアドレス登録が可能

代理申請すると会からの  
メールを代理者が受信

自社の情報を会員自身で  
確認・変更が可能

会からのイベント情報をスマホで受信  
すぐに回答

会員一覧に自社情報を公開  
自社PRが素早くできる

会員PR支援サービスで  
PR情報を掲載しHPに誘導

役員・委員会など  
メンバー間だけでファイル共有が可能

開催予告

06/17

# 第15回 通常総会のご案内

▶ 都市センターホテル (東京都千代田区平河町2-4-1)

## 第一部 講演会

【開催時間】 15:00~16:00

## 第二部 総会

【開催時間】 16:10~17:00

## 第三部 懇親会

【開催時間】 17:00~19:30

【会費】 10,000円

### アクセス



お知らせ

# 令和8年度 研修会一覧表

	R8 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9 1月	2月	3月
新設			○		○		○				○	
決算期	○		○		○	○	○		○ 2回開催		○	○ 5回開催
法人税	第1回 初級編	第2回 初級編	第3回 初級編			第4回 初級編	第5回 初級編	第6回 中級編	第7回 中級編	第8回 中級編	第9回 中級編	第10回 中級編
源泉 所得税	第1回	第2回				第3回	第4回	第5回 2回開催	第6回	第7回	第8回	第9回
消費税						第1回						第2回
都税			第1回			第2回				第3回		
区税			第1回									
特別 研修会							○ 税制改正	○ 公益法人	○ 局所管法人			
社会保険 実務		第1回			第2回		第3回			第4回		
その他					○ 簿記教室							

# 新入会員紹介

新しく会員になられた企業様をご紹介します。



## 合同会社 STERAUM

番町地区会

STERAUM

カラーとブランディング、コミュニケーションの視点から、組織の活性化や社内の環境整備を目的とした研修等を提供しています。



📍 東京都千代田区二番町9-3  
☎️ 090-1014-3652 🌐 <https://steraum.com>

## 日本特殊化学工業(株)

九段一ツ橋地区会

業種：化学工業薬品 製造・販売

📍 東京都千代田区九段南2-5-1

## メルコビルエンジニアリング(株)

平川永田地区会

業種：機械器具設置工事業

📍 東京都千代田区永田町2-14-2山王グランドビル6F

## 合同会社クロステリア

麴町地区会

業種：映像制作

📍 東京都千代田区麴町1-4-4 2F LIFULL HUB

## (株)マネジメントサービスセンター

大手町丸の内地区会

MSC

1966年創業。  
次代を創るリーダーを継続的に輩出する仕組みづくりにより、企業の持続的成長を実現します。



📍 東京都千代田区丸の内1-4-1丸の内永楽ビルディング15F  
☎️ 03-6626-5950 🌐 <https://www.msc-net.co.jp>

## ふあん不動産(株)

飯田橋富士見地区会

業種：不動産業

📍 東京都千代田区飯田橋4-3-2 第1木屋ビル2階

## (株)SOAR不動産研究所

飯田橋富士見地区会

業種：不動産業

📍 東京都千代田区富士見1-3-11 富士見デュープレックスB's 4階

## 清野合同会社

番町地区会

銀行等では対応が難しい資金ニーズに対して融資するL&Fアセットファイナンスの専任講師として、勉強会等の講師をしております。



📍 東京都千代田区四番町4番地9東越伯鷹ビル4階  
新東京国際リーガル内  
☎️ 090-9306-1347 🌐 <https://www.lfaf.jp>

## 雪印メグミルク健康保険組合

九段一ツ橋地区会

業種：社会保険

📍 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル8階

## (有)ジーエスピー

麴町地区会



当社は婦人服を中心に、プランニング・プロデュース及びデザイン業務を専門としています。

企画から店頭までを一気通貫させ、機能的でプレミアムな戦略的業務を提供します。

M I A  
S T R  
A D A

自社ブランド

📍 東京都千代田区麴町2-10-3 エキスパートオフィス麴町1F  
☎️ 080-8060-4080

## 新入会員を募集中!

麴町法人会のご紹介・お声がけをお願いします

事務局へご連絡いただけましたら、  
担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

## 令和8年度の年会費納付について

## 口座振替をご利用の方

- ・口座振替日 **令和8年4月27日(月)**
- ・口座振替案内はがきは、振替日の3日前までに発送を予定しております。

## 金融機関へのお振込みをご利用の方

- ・請求書(振込用紙)を、4月中旬に発送を予定しております。
- ・**5月末までにお振込み**下さいますようお願いいたします。

## 移転・休廃業その他の変更点がございましたらお早めにご連絡を！



登録内容(法人名・代表者・所在地等)の変更は、  
 麹町法人会ホームページの会員専用ページから  
 複雑な手続きなく設定いただけます！  
[麹町法人会Webサイト > 会員専用ページ](#)



退会に際しては、ホームページの  
 各種届出書から「退会届」をダウ  
 ンロードしていただき、必要な情  
 報をご記入の上、メールにて事務  
 局までご送付ください。

## 広告記事大募集！

当会情報誌に広告を掲載しませんか？

1回のみでの掲載も大歓迎！

1,500社近くの会員様へPRできます！

## 会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ		会員	非会員
1ページ	裏表紙	30,000円(税込)	80,000円(税込)
1ページ	中ページ	15,000円(税込)	40,000円(税込)
1/2ページ	中ページ	10,000円(税込)	20,000円(税込)

※上記料金は、1回あたりの掲載料です

令和7年分 確定申告

納付の期限等のお知らせ 

申告所得税及び復興特別所得税

消費税及び地方消費税(個人事業者)

納期限

納付の期限

令和8年  
**3月16日(月)**

令和8年  
**3月31日(火)**

振替日

振替納税をご利用の場合

令和8年  
**4月23日(木)**

令和8年  
**4月30日(木)**

延納分

延納をご利用の場合  
 ※納期限と振替日は同じです。

令和8年  
**6月1日(月)**



**注意！**

申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

## eLTAX電子納税のご案内

「電子申告手続は **税理士**」「納税手続は **法人**」の場合に便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、  
関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、  
**法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！**



eLTAX操作方法など  
詳しい情報はこちらから



お問合せ先

東京都主税局徴収部徴収指導課  
TEL(直通):03-5388-2984

## 住民税の申告について

住民税(特別区民税・都民税)は、前年の所得に課税されます。昨年住民税の申告書を提出した方のうち、確定申告をしなかった方や、転入された方のうち一部の方に対しては、区から「住民税の申告書」をお送りしています。同封の「申告書の手引き」をご覧の上、**令和8年3月16日(月)までに申告**してください。

～便利・安心・簡単～

## 住民税の口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れが防げ、納付の手間も省けます。簡単な手続きで、住民税の口座振替が可能となります。ぜひご利用ください。

※口座振替申込書が必要な方は、税務課までご連絡ください。出張所にも置いてあります。

## 千代田区納税案内センターからのご案内

区は、特別区民税・都民税の納付の案内窓口として、千代田区納税案内センターを開設しています。納期限を過ぎても税の納付確認ができない方へ、同センターからお電話やSMSでご連絡をさせていただく場合があります。

納税案内センター:03-5211-3690(直通) センターSNS:070-1837-1521

## 振り込み詐欺やなりすまし詐欺にご注意ください

税金は区が発行した納付書でお支払いください。千代田区納税案内センターは、区が委託した民間業者が業務を行っており、振込口座を指定したり現金自動預払機(ATM)での払込みを指示したりすることはありません。また、同センター従事者が直接現金を取り扱うこともありません。

## お問い合わせ先

千代田区役所

税務課課税係(住民税の申告)  
03-5211-4191・4192(直通)

税務課納税促進係(口座振替)  
03-5211-4193(直通)

税務課特別整理係(納付相談)  
03-5211-4194(直通)

## 春の火災予防運動

3月1日～3月7日

3月1日から同月7日までの一週間、春の火災予防運動を実施します。

この運動は、都民の皆様には防火防災意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

令和7年度中(12月5日現在)、東京消防庁管内の住宅火災は1,800件(速報値)でした。住宅火災による死者の7割は高齢者となっており、主な出火原因は「**たばこ・ストーブ・こんろ・コード**」です。まずは火災を起こさないことが大切です。「持っていますか?マイ消火器」いざという時に使えるようご自宅に**マイ消火器**を備え、使い方を確認しましょう。



お問合せ先

麴町消防署  
03-3264-0119

登録要件や登録方法は  
こちらのQRコードから!

東京消防庁ホームページ



2026年  
4月1日から...

## 自転車も交通反則通告制度開始

※自転車の運転者(16歳未満のものを除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります

### 青切符により検挙される違反例

信号無視

6,000円\*

\*点滅信号を無視した場合5,000円

一時不停止

5,000円

右側通行

6,000円

携帯電話  
使用等(保持)

12,000円

遮断踏切  
立入り

7,000円

制動装置  
(ブレーキ)不良

5,000円

●これらの違反は一例になります。

重大な違反※をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されます

※酒酔い運転・酒気帯び運転・妨害運転・携帯電話使用等(交通の危険)

さらに

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され、又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

詳細はこちら!

警視庁ホームページ【交通反則通告制度】





いずみ会計事務所では  
**公益法人(社団法人、財団法人)**  
**NPO法人、任意団体の会計や**  
**税務の御相談を受け付けています!**

税理士・内部監査士 浦田泉

**いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)**

**いずみ会計コンサルティング株式会社**

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室

TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513

E-Mail info@izumi-kaikei.com

[公益法人会計.com] [koueki-kaikei.com](http://koueki-kaikei.com) [いずみ会計URL] [izumi-kaikei.com](http://izumi-kaikei.com)



一般財団法人全日本労働福祉協会

# 九段クリニック

九段クリニックは、初期診療から専門医療までの幅広い診療科と、最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。早期発見・診断から早期治療・予防までの一連の医療を誇りながらご提供します。



当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。

TEL 03-3222-0071

住所 東京都千代田区九段北 1-9-5

受付 月～土 8:30～17:15 ※土は 12:30 まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩4分  
 ■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分。

URL <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩4分、JR線「飯田橋駅」より徒歩7分と交通のアクセスも抜群です。



従業員の退職金準備は

# 東法連 特定退職金共済制度

## 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続きで加入できます

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



**TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>